

身体拘束等の適正化に関する指針

社会福祉法人 環和会

**就労継続支援 A型事業所
資源再生工場エコランド**

環和会の『身体拘束等の適正化に関する指針』

(基本的考え方)

第1条 身体拘束は、利用者の活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を拒むものである。社会福祉法人環和会（以下「法人」という。）が運営する資源再生工場エコランド（以下「事業所」という。）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員ひとり一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 障害者虐待防止法の身体拘束禁止の規定

障害者虐待防止法では、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行なわないサービスの提供をすることが原則である。しかしながら、例外的に以下の3つの要件を全て満たす状態にある場合は、手続きに従い必要最低限の身体拘束を行なうことがある。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性：身体拘束（行動制限）の他に替わる方法や対策がない場合
- ③ 一時性：身体拘束（行動制限）が一時的であること

(身体拘束適正化の基本方針)

第2条 当事業所では、身体拘束適正化の基本方針を次のとおり定める。

(1) 身体拘束の原則禁止

事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常の支援における留意事項

事業所では、身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者の人権・尊厳を尊重する。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な事由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に添ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に適正なサービスを提供することを心がける。

(身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制)

第3条 事業所は、身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制を次のとおり定める。

身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置する。

(1) 設置目的

- ① 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
 - ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ④ 身体拘束禁止に関する職員全体への指導
- (2) 身体拘束適正化検討委員会の開催
- 委員会の開催は6ヶ月に1度の定期開催とし、必要に応じて都度開催する。
- ただし、緊急な事態（数時間以内に身体的拘束を要す場合等）においては、サービス管理責任者より施設長（管理者）に報告の上、関係職員を招集し臨時の委員会を開催する。委員会に参加できない職員等が想定される場合は、意見を聞くなどの対応により意見を盛り込み検討することとする。
- (3) 身体拘束適正化検討委員会の構成
- 委員会は次にあげる者で構成する。また、委員会の責任者は施設長（管理者）とし、委員会の委員長を兼任するものとする。そして、その時参加可能な委員で構成する。
- ① 施設長（管理者）
 - ② サービス管理責任者
 - ③ 事務長
 - ④ サービス提供職員（職業指導員・生活支援員）
 - ⑤ その他、施設長（管理者）が必要と認める者

（身体拘束適正化のための職員研修）

第4条 事業所は、サービス提供職員（職業指導員・生活支援員）、その他の職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を以下のとおり実施する。

- ① 身体拘束適正化のための定期研修は年1回以上開催する。
- ② 新規採用時には身体拘束適正化のための研修を行う。
- ③ 研修が必要と思われる事象が発生した場合は随時研修を行う。

（緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の報告）

第5条 事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない状況になった場合は、以下の手順に従って実施することとする。

(1) 検討会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化のための検討委員会を中心として、当委員会の構成メンバーが集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う前に①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認する。

要件を検討、確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等へ行っている内容と方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録については、その様子・心身の状況・やむを得なかつた理由等を記録する。

また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

(4) 身体拘束の解除

上記（3）の記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、当該利用者、家族に報告する。

（当該指針の閲覧に関する基本方針）

第6条

本方針は利用者及び家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、当法人のホームページでも公表するものとする。

（その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針）

第7条

身体拘束等をしないサービスを提供していくために、サービス提供に関わる全職員が、利用者の身体拘束等の適正化推進について常に研鑽に努めるものとする。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。